

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和3～5年度）案 パブリック・コメント結果

●実施期間	1月14日(木)～2月5日(金)	●意見総数	5件	内容：施設入所者数及び支援	1件
●意見提出者	4人	(方法) Eメール	1人	グループホームへの支援	1件
		本市ホームページ	1人	代読・代筆者派遣事業	1件
		FAX	2人	同行援護	2件

No	パブリック・コメントの内容（要旨）	本市の考え方
1	<p>【施設入所者数の目標値及び支援について】</p> <p>P77 2-1-2 施設入所者数 に関しまして。多くの入所待機者の方がおられるのに、何故令和元年度末時点の入所者数を上回らないことを目標とするのですか。また、そのような状況でどのようにして、施設への入所を必要とされる方に対しての支援を行うのでしょうか。</p>	<p>国の障害福祉施策においては、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するという大きな方向性があります。よって、市町村及び都道府県の障害福祉計画作成に係る国が示す基本指針においては、成果目標として施設入所者数の削減が位置付けられています。しかしながら本市の現状として入所施設を必要とする待機者が多数いる中で入所者数の削減は困難であると判断したため、本市といたしましては現状維持を目標としたものです。</p> <p>そういった中で、施設入所を希望される方への支援に関しましては、相談支援事業所とともに、通所サービスや訪問サービス等、入所に至るまでの間の在宅サービスの調整や相談援助を行うとともに、入所施設に替わる居住場所として、グループホームの整備を進めているところです。</p>
2	<p>【グループホームへの支援について】</p> <p>重い障害を持つ方に対する支援に関して、グループホームと入</p>	<p>グループホームにつきましては、制度改正により、平成30年度からグループホームの新たな類型として、「日</p>

	<p>所施設の間には提供されるサービスの質の違いがあると認識しています。人員配置や設備基準、報酬単価などを含め、その差を埋めるために高知市としてはグループホームに対してどのような支援を行っていきますか。</p>	<p>中サービス支援型グループホーム」が創設されました。これは24時間の支援を想定しているもので、従来のグループホームより、より手厚い人員配置が可能であり、またそれに応じた報酬設定がなされており、今後入所施設に替わる居住場所であると考えています。本市においては、現時点で2か所となっていますが、今後国の補助金等を活用し、整備を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>3</p>	<p>【代読・代筆者派遣事業について】 在宅の視覚障害者及び医療機関や施設に入所している視覚障害者への、情報保障の為の「代読・代筆者派遣事業」が必要である。 理由 1. 東日本大震災で被災された視覚障害者への聞き取りを見ても、例えば、視覚障害者に必要な音声時計の存在を知っている人は4割しかいなかった（日本盲人福祉委員会調べ）。調査の分母は、重度の視覚障害者手帳保持者である。 視覚障害者の中でも、比較的社会保障制度の把握を可能にしている手帳保持者でさえも必要な情報が届いていないことの表れである。 2. 視覚障害者の中でも身体障害者手帳保持者は一部である。各推計値を見ても国内における「読み」や「見え」に困難を有している人の推計は、手帳所持者約31万人に比し、約460万人や1100万人などの数値も挙げられている。 その格差の理由は、「自分が対象とは知らなかった」「制度を知らなかった。教えてくれる人がいなかった」「判定要素が視力</p>	<p>ご意見にあります事業に関しては、マンパワー不足の解消等から、即座に実施することは困難ですが、視覚障害のある方への情報保障は、必要な取組であると認識しております。 なお、現行における在宅の視覚障害のある方への代筆・代読に関しまして、新聞、チラシ、郵便物、回覧板等の短時間の説明若しくは読み聞かせについては身体介護や家事援助等の居宅介護に付随するものとして、ヘルパーサービスでの提供が可能であり、ケアプランに位置づけることができますので、ケアマネージャー、又は相談支援専門員にご相談をお願いします。 また、ご意見にありますとおり、制度を知らないことで必要な情報を得ることが困難な場合も想定されますが、「読み」や「見え」でお困りの方に、必要な情報が届けられるよう、平成31年4月に高知県眼科医会がロービジョンケア紹介リーフレット「高知家のいっぽ」を作成しています。リーフレットには「オーテピア高知声と点字の図書館」や県立盲学校、「ルミエールサロン」等、</p>

	<p>と視野のみであり、多様な視覚障害を表すものとなっていない」など問題は多数ある。</p> <p>3. 視覚障害を持つ人で、単独で図書館などの対面音訳へ行ける人の割合は低い。また、自分に何が情報として必要なのか、住居もしくはその時に生活している場所だからこそ、把握できるものである。また、代筆に必要な情報も在宅だから探し出すことができる。したがって、在宅への代読者・代筆者の派遣が必要になってくるわけである。</p> <p>4. 障害者の権利に関する条約</p> <p>第二条 定義</p> <p>第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ</p> <p>第十九条 自立した生活及び地域社会への包容</p> <p>第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報利用の機会が根拠である。</p>	<p>県内の相談先が記載されており、医療機関から患者に配布される形となっております。引き続き「読み」や「見え」でお困りの方が一人でも多く、身体障害者手帳や日常生活用具、障害福祉サービス等の福祉制度につながるよう、高知県眼科医会とも連携を図ってまいります。</p>
4	<p>【同行援護について】</p> <p>土曜や日曜に外出しなくてはならない時に同行援護のヘルパーさんがいなくて対応してもらえない。必要な時に同行援護が使えるように各事業所がヘルパーを確保してほしい。</p>	<p>あらかじめ予定が決まっている場合は、相談支援事業所を活用し、土日でも営業している事業所を確保していただくよう、ご理解ご協力をお願いします。</p> <p>また、今後少子高齢化が進む中で、人材確保については重要な課題として認識しており、今後県と連携し取り組んでまいります。</p>
5	<p>【同行援護について】</p> <p>同行援護ヘルパーの実働数の確保と、その為の目標の見直しが必要である。</p> <p>理由</p> <p>1. この数年、夏の暑い時期や土日に同行援護の依頼をしてもヘルパーの供給が間に合わないことが多々あった。その実績を元</p>	<p>同行援護サービス従事者の確保につきまして、今後は同行援護サービスに限らず、福祉人材の確保が重要な課題と認識しておりますので、福祉人材の確保について、県と連携し取り組んでまいります。</p> <p>また、同行援護に係る利用者数及び利用量の数値につきましては、過去の実績を基にした見込量となっております。</p>

<p>に福祉計画を立ててもヘルパー不足の解消にはならない。</p> <p>2. 点字誘導ブロックの摩耗の放置，信号機への音響の未設置，歩車分離式信号機数の拡大などにより，視覚障害者の単独歩行が難しくなっている。さらに新型コロナ感染の警戒による誘導の敬遠により単独歩行の難しさに拍車がかかっている。よって，同行援護ヘルパーの実働数の確保が急務である。</p>	<p>ます。今後まずはこの見込量の確保に向け，人材確保や既存事業所に対する同行援護の指定の働きかけといったことに取り組んでまいります。</p>
--	---